



よりよい  
まちづくりを  
目指して

# 多摩市 自治基本条例

2004年8月1日に産声を上げ

「多摩市自治基本条例」が誕生して早1年。

満1歳を迎えた自治基本条例のこと

あなたはご存じですか？

発行：多摩市 企画政策部 企画課

：338 6813 fax：337 7658 Email：kikakuka@city.tama.tokyo.jp

ホームページ：[http://www.city.tama.tokyo.jp/machi/keikaku/jichi\\_j](http://www.city.tama.tokyo.jp/machi/keikaku/jichi_j)

## 誕生までに3年半！

2000年11月、市民のワークショップへの参加の呼びかけに応えた市民によりスタートしました！

1年半をかけての市民による素案づくり、その条例素案を尊重しての行政の検討、そして、議会での審議を経て、2004年3月に自治基本条例が成立しました。その後、条例の具体的な手続きを整備し、2004年8月1日に施行となりました。

市民、行政、議会がそれぞれの役割と責任により議論を重ね、うよまよくせつ紆余曲折を経て切磋琢磨の末に完成に至った、その過程そのものが、まちづくりの精神である、という評価を得ています。

## 自治基本条例ってどんなもの？

私たちのまちを私たちが作るための、最も基本的な考え方と、それを実現するための具体的な取り組みや方法（行動原則）を定めたルールです。

地方分権により「自分たちのまちのことは、自分たちで決める」という、市民がまちづくりの主役を担う時代です。

様々な担い手と共に暮らしやすい社会を作っていくために、多摩市のまちづくりのシステムを構築していく必要があります。

自治基本条例は、市民が、市民の手で、市民の責任で、主体的にまちづくりに関わるための基本事項を条例で定めたものです。

## 誕生してどんなことが？

『あなたが多摩市を創ります』ぜひ 参画してみてください。

市では、まちづくりにおいて、自治基本条例に基づくみなさんの参画機会の拡大に努めています。条例がスタートしてから、「公共施設の利用料金」や「これからのごみ行政」等についてのパブリックコメントやアンケートを14件実施し、他にも審議会委員の公募、ワークショップ、市民説明会などを行っています。これからも多様な参画機会の充実を図って参りますので、参画してみてください。

### 情報の共有化を目指して

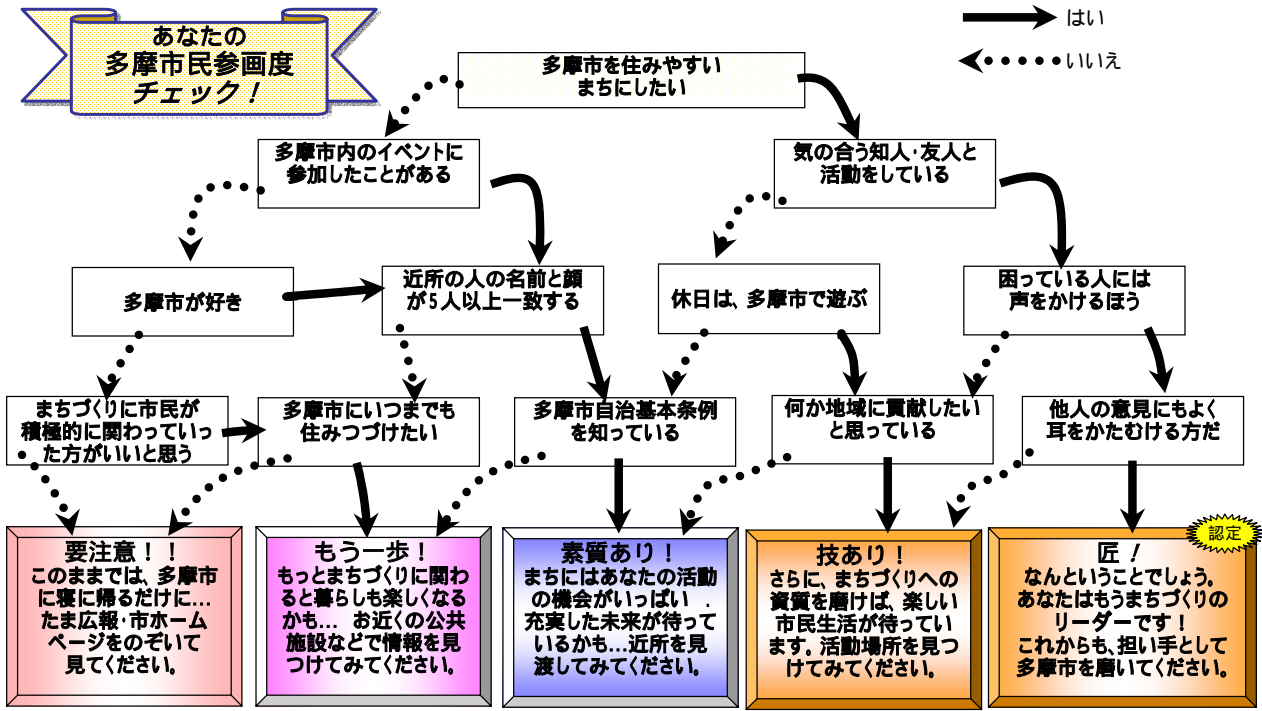
市の「公式ホームページ」や「たま広報」に市民参画関係の情報が増えました。市の公式ホームページに設けた『あなたが多摩市を創ります』のページでは、自治基本条例に基づく市民参画の情報を確認することができます。（本ページへのアクセス数は、毎月5,000件程度あります！）

また、多摩市立図書館(市役所隣の本館)の行政・郷土資料コーナーでは、従来からの資料に加え、審議会関係の記録や資料の充実に取り組んでいます。各図書館には「パブリックコメントコーナー」も設けており、利用端末では、市の刊行物の概要が確認できるようになりました。



これらはほんの一例ですが、まだまだ十分ではありません。

これからも、市民のみなさんの知恵や力が発揮しやすいように努めていきますので、ぜひみなさんの声をお聞かせ下さい。



これからも、多摩市を愛してください。❤️